

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		輸出事業用資産の割増償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2)) (地方法人税、特別法人事業税:外(自動連動))(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税:外(国税2)) (住民税:外(自動連動))(地方税)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 令和4年10月1日に改正された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)において、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)であるものが、輸出促進法の改正の施行の日から令和8年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までに取得した輸出事業用資産に適用とする。 《関係条項》 【法人税】 租税特別措置法第13条、第46条(輸出事業用資産の割増償却)
5	担当部局		農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年5月から7月 分析対象期間:令和4年度(ただし、施行が10月1日の為、令和4年度の分析対象は半年間)から令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		令和4年10月1日 創設 令和6年度 2年間の適用期限延長
8	適用又は延長期間		令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とする。 《政策目的の根拠》 我が国の農林水産業及び食品産業は、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)では、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にあり、平成27(2015)年の890兆円から令和12(2030)年には1.5倍の1,360兆円に拡大すると見込まれる。

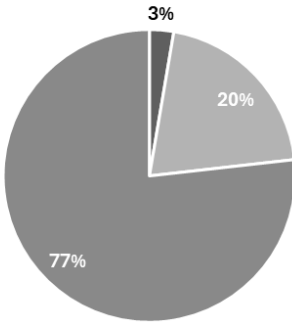
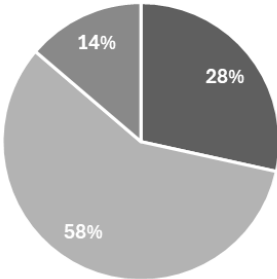
			我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためにも、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得することが不可欠である。 しかし、輸出先国の規制は、輸出される物自体についての条件だけでなく、その生産区域や加工施設等についての条件も定められる場合がある。このため、農林水産物及び食品については、複雑な規制があり、事業者にとって分かりにくく、また、国内販売に要するコストに加えて、施設認定や輸出証明書発行等のコストが発生しており、輸出の阻害要因となっている。 我が国の農林水産物・食品の輸出の更なる拡大を図るためには、その魅力の世界への発信、海外の販路開拓、輸出のための生産基盤の強化のほか、海外の規制や需要への対応を進めていく必要があると考えられる。 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月閣議決定)等を改訂した(令和7年4月)において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円(5兆円の内訳は、農産物(加工食品を含む。)3.6兆円、林産物 0.2兆円、水産物 1.1兆円のほか、少額貨物 0.2兆円)という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、これらの目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月)を改訂した(令和7年5月)。 この中で、輸出向け商品の開発や効率的な輸出物流の構築には、多額の設備投資が必要となると予測され、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない課題を解決するために輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例措置や、補助、融資、税制等の支援と輸出事業計画をリンクさせ、効果的な支援を実施することを示した。 輸出促進法が改正施行(令和4年5月)され、輸出物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図ることとされ、1. 長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金を創設すること、2. 輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例を措置することが示された。 これまでに、農林水産物・食品の輸出額は、2023年には1兆4,541億円、2024年には1兆5,071億円(前年比+3.6%)と毎年増加の傾向にある。輸出目標達成のためには、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討するためにはさらなる支援策等を検討することは喫緊の課題である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	〈大目標〉 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る 〈中目標〉 I-2 輸出の促進

			〈政策分野〉 ⑨農林水産物・食品の輸出の促進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本租税特例措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、現行目標は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を毎年対前年比 14%の増加率としており、直近の 2023 年、2024 年平均では 15.2%増(※)であることを踏まえて、この水準の維持を目指して、令和8年度及び令和9年度は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を対前年比 15%増とする目標に上方修正する。 (達成目標)達成目標値:事業者の輸出額を対前年比 15%増とする。 ※輸出事業者の輸出額については、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年農林水産省令第22号)第5条第2項の規定に基づき、輸出事業計画の実施報告書で報告することになっている。これを基に、算出した。 【達成目標変更理由】 所期の達成目標:「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である 2025 年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績 9,121 億円から、毎年対前年比 14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比 14%増とする。」と見込んでいたが、令和6年度は ALPS 処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和 5～6 年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたと考えられる。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2025 年2兆円、2030 年5兆円の輸出目標額を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。 また、農林水産物・食品の輸出を促進するためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した食品製造や効率的な輸出物流の構築が重要であり、そのためには輸出に対応した機械・施設等への投資を推進していく必要がある。しかしながら、海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク(政治・経済情勢)などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。 そのような中、平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告によると、約6割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、税制措置は、設備投資の後押しとなっていることが分かっている。 したがって、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しとグローバルマーケットの戦略的な開拓のために非常に有効である。 【参考資料】 平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

10	有効性等	①	適用数	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (実績)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用数</td><td>2</td><td>7</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr></table>		令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	適用数	2	7	60	60	60																														
					令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																																					
適用数	2	7	60	60	60																																									
【算定根拠】 ※適用件数実績は、認定された輸出事業計画をもとに記載。 この際、租特透明化法に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)を用いなかった理由について、本報告書の調査期間中に本租税特別措置を適用した事業者の事業年度と異なっていたため、本報告書への反映がなされていないため。(適用額に同様) ※法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については、同一件数。 ※令和7年度から令和9年度の適用数の算出根拠については、別紙1参照。																																														
		②	適用額	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (推計)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用額(法人税)</td><td>1,291</td><td>4,515</td><td>38,700</td><td>38,700</td><td>38,700</td></tr></table>		令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700																														
					令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																																					
適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700																																									
(万円) 【算定根拠】 ※適用額は、事業者より輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき農政局等へ申請される本租税特別措置の適用を受ける輸出事業用資産の利用実績の申請書を基に記載。 ※令和6年度については、令和7年現在決算処理中の事業者があるため、推計とした。 ※令和7年度から令和9年度の適用数の算出根拠については、別紙1参照。																																														
		③	減収額	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (推計)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>217</td><td>760</td><td>6,518</td><td>6,518</td><td>6,518</td></tr><tr><td>地方法人税</td><td>22</td><td>78</td><td>671</td><td>671</td><td>671</td></tr><tr><td>特別法人事業税</td><td>24</td><td>85</td><td>730</td><td>730</td><td>730</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>1</td><td>5</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>20</td><td>72</td><td>618</td><td>618</td><td>618</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>284</td><td>1,000</td><td>8,583</td><td>8,583</td><td>8,583</td></tr></table>		令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	法人税	217	760	6,518	6,518	6,518	地方法人税	22	78	671	671	671	特別法人事業税	24	85	730	730	730	法人住民税	1	5	46	46	46	法人事業税	20	72	618	618	618	減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583
					令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																																					
法人税	217	760	6,518	6,518	6,518																																									
地方法人税	22	78	671	671	671																																									
特別法人事業税	24	85	730	730	730																																									
法人住民税	1	5	46	46	46																																									
法人事業税	20	72	618	618	618																																									
減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583																																									
(万円) 【算定根拠】 ※減収額は、輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき租特適用を受																																														

			ける輸出事業用資産の利用実績の報告を基に記載。 ※令和6年度については、令和7年現在決算処理中の事業者があるため、推計とした。 ※令和7年度から令和9年度の減収額の算出根拠については、別紙1参照。											
	④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 令和5年の農林水産物・食品の輸出額が1兆4,541億円(対前年比+2.8%)、6年が1兆5,071億円(対前年比+3.6%)、と増加をしている。 農林水産物・食品輸出額の推移 (億円) <table><thead><tr><th>年次</th><th>輸出額(億円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2020</td><td>9,860</td></tr><tr><td>2021</td><td>12,382</td></tr><tr><td>2022</td><td>14,140</td></tr><tr><td>2023</td><td>14,541</td></tr><tr><td>2024</td><td>15,071</td></tr></tbody></table> 2030年までに5兆円の目標値を達成するために、輸出拡大の取り組みをさらに加速させる必要がある。しかし、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した施設整備などの投資を行ってから収益化までに一定の期間を要することから、5年間の割増償却の租税特別措置を講じて、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しすることが可能となる。 また、本租税特別措置を適用した輸出事業者の輸出額対前年比は、+15.2%(2023年～2024年平均)である。 本租税特例措置にあたって事業者が作成する輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者の輸出額は達成目標(認定後の輸出額増加率は対前年比15%増)を達成すると見込んでいる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ※輸出向けに供された割合は、輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき租特適用を受ける輸出事業用資産の利用実績の報告を農政局等へ行うこととなっている。 ※輸出額実績値:農林水産物・食品の輸出に関する統計情報(農林水産省)https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html	年次	輸出額(億円)	2020	9,860	2021	12,382	2022	14,140	2023	14,541	2024	15,071
年次	輸出額(億円)													
2020	9,860													
2021	12,382													
2022	14,140													
2023	14,541													
2024	15,071													

			※所期の目標の達成状況、達成目標変更理由 所期の目標の達成状況：日本全体の輸出額の対前年増加率は直近では+3.6%であるが(1兆4,541億円(2023年)→1兆5,071億円(2024年))、本租税特別措置を適用した輸出事業者の対前年比輸出額は+15.2%となっており、本租税特別措置の延長及び活用は、2030年の5兆円の輸出額目標の実現に向けて、大きな貢献が期待できる。 所期の達成目標変更理由：「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。」と見込んでいたが、令和6年度はALPS処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたと考えられる。
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本全体の輸出額の対前年増加率は直近では+3.6%であるが(1兆4,541億円(2023年)→1兆5,071億円(2024年))、本租税特別措置を適用した輸出事業者の対前年比輸出額は+15.2%となっており、本租税特別措置の延長及び活用は、2030年の5兆円の輸出額目標の実現に向けて、大きな貢献が期待できる。 本租税制特例措置について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、我が国の輸出が拡大することが期待される。 輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいこと、本租税特別措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農林水産業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなり得る。現在、本租税制度を前提とした輸出事業者の数が増えてきている現状があり、今後も増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。令和5年度の本租税制度による平均的な減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)や設備投資へ用いられると予測される。 実際に本租税特別措置の適用を受けた事業者にはヒアリングを行った結果、本租税特別措置が適用されたため、新規の運転資金や教育活動へ充当予定との回答を得た。 主に、海外出張渡航費や宣伝販売費用、販路開拓・拡大以外に国産資源としての品目の教育活動を拡大し、利用促進を行っているという効果が出ているため、本租税特別措置が直接的に政策目標に資する効果が確認された。 税制適用を前提とした事業者の数が少しずつ増えてきている現状があり、このことから今後も一定の増加が見込まれるため、税制措置の

			目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 租税特別措置等の直接的効果については、本租税特別措置の適用を受けた事業者にヒアリングを行った。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 輸出事業計画の認定事業者は、毎年増加の傾向にあることから、当該税制措置を利用する事業者は増加すると予測していた。しかし、令和5年には ALPS 処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和 5～6 年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたため、輸出に向けた設備投資を控えた事業者が多かったと想定される。また、当該税制措置適応の条件が厳しくなったこともあり、結果として目標達成に至らなかった。 また、本租税特別措置の適用件数が少ないことを直接的に調査するために、輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者に認知度を調査した結果、知らないと答えた割合が 77%を占めた。 輸出事業用資産の割増償却をご存じですか。 <table><tr><th>認知状況</th><th>割合</th></tr><tr><td>知っており、活用している</td><td>77%</td></tr><tr><td>知っている（聞いたことはある）が活用していない</td><td>20%</td></tr><tr><td>知らない</td><td>3%</td></tr></table> しかしながら、今後設備投資を行う場合に本租税特例措置を活用するかという問いに、86%が肯定的な回答であった。 このことから、潜在的な需要は十分にあることがわかるため、本租税特例措置の活用を一層働きかけることが目標達成に向けて重要となる。 設備投資を行う場合に輸出事業用資産の割増償却（税制特例）を活用したいと思いますか。 <table><tr><th>活用意向</th><th>割合</th></tr><tr><td>活用したい</td><td>58%</td></tr><tr><td>興味がある（詳細を知りたい）</td><td>28%</td></tr><tr><td>活用したくない</td><td>14%</td></tr></table> 現在、令和7年1～3月の輸出額は再び伸び率が上昇していることから、輸出に向けた設備投資も増加が見込まれ、再び目標の達成に向けて状況は好転している。	認知状況	割合	知っており、活用している	77%	知っている（聞いたことはある）が活用していない	20%	知らない	3%	活用意向	割合	活用したい	58%	興味がある（詳細を知りたい）	28%	活用したくない	14%
認知状況	割合																		
知っており、活用している	77%																		
知っている（聞いたことはある）が活用していない	20%																		
知らない	3%																		
活用意向	割合																		
活用したい	58%																		
興味がある（詳細を知りたい）	28%																		
活用したくない	14%																		

⑤ 税収減を是認する理由等		令和5年度 (実績)	令和6年度 (試算)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
	減収額	284	1,000	8,583	8,583	8,583
	投資額	284	1,000	8,583	8,583	8,583
	経済波及 効果	407	1,434	12,307	12,307	12,307

(万円)

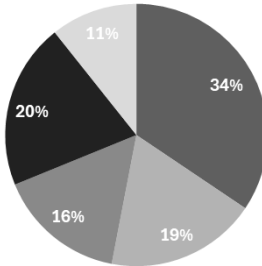
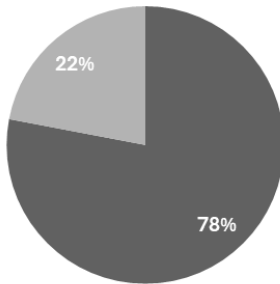
※経済波及効果については、令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表の逆行列係数(98 部門)を使用。
 ※経済波及効果の算出根拠については、別紙2参照。

輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、当該税制によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、上記の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、当該税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。

当該税制により、事業者は償却費用の前倒しによるメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

本租税特別措置には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出外需の拡大が見込まれる。また、税制適用にあたって事業者が作成する、輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件条件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定される。

2025 年 2 兆円、2030 年 5 兆円の輸出目標額達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った産品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、令和3年 12 月の輸出拡大実行戦略の改訂で、本租税特別措置を含めた支援措置に取り組んでいくこととした。本租税特別措置について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、我が国の輸出が拡大することが期待される。

			実際に、令和7年度に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組む生産者・事業者 6880 人(回答:112 人)を対象に実施した調査においても輸出拡大に向けた障害として「輸出先国の規制・基準」と回答した者が 34%、「設備投資の負担」と回答した者が 16%という結果であった。 現在、輸出拡大に向けて障害となっていることはなんですか。 <table><tr><th>障害要因</th><th>割合</th></tr><tr><td>輸出先国の規制・基準</td><td>34%</td></tr><tr><td>輸出先国の支援体制</td><td>19%</td></tr><tr><td>設備投資の負担</td><td>20%</td></tr><tr><td>輸送費の高騰</td><td>16%</td></tr><tr><td>その他</td><td>11%</td></tr></table> また、上述の調査においても設備投資後の税負担を軽減することが輸出拡大に踏み切る判断材料と「なる」と回答した者が 78%に上り、多くの事業者が設備投資後の税負担軽減が輸出拡大に踏み切る判断材料となることが示唆された。この結果から、多くの事業者が設備投資後の税負担を軽減することが、輸出拡大に踏み切る判断材料になると考えていることが分かった。 設備投資後の税負担を軽減することは、輸出拡大に踏み切る判断材料になると思いますか。 <table><tr><th>回答</th><th>割合</th></tr><tr><td>思う</td><td>78%</td></tr><tr><td>思わない</td><td>22%</td></tr></table> これらの点を踏まえると、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しに非常に有効である。	障害要因	割合	輸出先国の規制・基準	34%	輸出先国の支援体制	19%	設備投資の負担	20%	輸送費の高騰	16%	その他	11%	回答	割合	思う	78%	思わない	22%
障害要因	割合																				
輸出先国の規制・基準	34%																				
輸出先国の支援体制	19%																				
設備投資の負担	20%																				
輸送費の高騰	16%																				
その他	11%																				
回答	割合																				
思う	78%																				
思わない	22%																				
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画(施設整備計画)に従い設備投資を行う事業者等による輸出に向けた設備投資を促進し、輸出拡大の底上げをはかるためには、対象とする者や施設・機械装置が限定される補助事業では不十分であり、輸出に向けた設備投資を計画的に行う意欲と能力のある輸出事業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として効果が期待される。 施設整備の中心は食品産業等に見られる規制対応だが、輸出拡大のためにはその枠組み以外の施設整備を包括的に対応する必要がある。政策が浸透し、活用予定(検討含む)の事業者の数が増えてきていることから、本政策は存置する必要があると考える。 また、税制上の特例措置を講じることは、調査結果からもわかるよう																		

			にこれら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに関わり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業」 令和6年補正 5,012 百万円 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。 一方で、輸出に必要な施設・設備には、上記のような規制・条件への対応を必要としないもの（例えば倉庫や冷蔵庫等）があり、それらは上記補助事業の対象外となるため、当該税制で支援する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価：令和5年度実施（延長） 点検結果番号：農水 01

租税特別措置等に係る政策の事前評価書
輸出事業用資産の割増償却に関する積算資料

10-①適用数について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用数	2	7	60	60	60

令和7年度新規輸出事業計画認定数＝280件（＝対象者）

対象者のうち、90%が設備投資を行うと仮定し、設備投資を利用する者のうち、HACCP 等対応施設整備事業、その他輸出の促進を目的とした補助金等の対象とならない設備投資を行う等の理由で、税制の特別措置を利用する者を30%と仮定、また税制の特別措置の利用要件となっている輸出割合を達成する者は80%と仮定した。

このことから、輸出事業用資産の割増償却の適用数は、280件×90%×30%×80%から60件と見込んだ。（9年度まで同様の見込み）

10-②適用額について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700

(万円)

令和6年度については、事業者の税務申告前につき、推計値とした。

このことから、令和5年度の実績をもとに適用額について推計・見込みを行った。

令和5年度の割増償却額は2件の適用数で1,291万円であることから、1件当たり645万円の割増償却が行われた。（以下、同様に切り捨て）

令和6年度の適用数の実績は7件であることから、645万円×7件＝4,515万円と推計を行った。

また、令和7年度の適用数の見込みは60件であることから、645万円×60件＝38,700万円と見込んだ。（9年度まで同様の見込み）

10-③減収額について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
法人税	217	760	6,518	6,518	6,518
地方法人 税	22	78	671	671	671
特別法人 事業税	24	85	730	730	730
法人住民 税	1	5	46	46	46
法人事業 税	20	72	618	618	618
減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583

(万円)

令和6年度については、事業者の税務申告前につき、推計値とした。

このことから、令和5年度の実績をもとに適用額について推計・見込みを行った。

令和5年度の割増償却額は2件の適用数で1,291万円であることから、

法人税減収額は、 $1,291 \text{ 万円} \times \text{法人税率 } 0.232 \times \text{黒字率 } 0.726 = 217 \text{ 万円}$

地方法人税減収額は、 $217 \text{ 万円} \times \text{地方法人税率 } 0.103 = 22 \text{ 万円}$

特別法人事業税減収額は、 $1,291 \text{ 万円} \times \text{特別法人事業税 } 0.026 \times \text{黒字率 } 0.726 = 24 \text{ 万円}$

法人住民税減収額は、 $22 \text{ 万円} \times \text{法人住民税（東京23区で試算） } 0.07 = 1 \text{ 万円}$

法人事業税減収額は、 $1,291 \text{ 万円} \times \text{法人事業税 } 0.022 \times \text{黒字率 } 0.726 = 20 \text{ 万円}$

以上のことから、減収額合計は284万円となる。

これをもとに、各年の割増償却額に対象税率を掛け合わせて、減収額を推計・見込んだ。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位: 万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和5年度	その他の機械 142	建築・建設補修 142
令和6年度	その他の機械 500	建築・建設補修 500
令和7年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291
令和8年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291
令和9年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291

①、②に投入した理由

・海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク(政治・経済情勢)などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。

一方で、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しになり、グローバルマーケットの戦略的な開拓のために非常に有効であると考えられることから、減収額分が①と②に均等に投資されると試算した。